

# 祖母井南部土地区画整理事業地内の 町有地の貸付を開始します

都市計画課【☎028(677)6020】  
✉:toshikei@town.haga.tochigi.jp

## (1) 応募資格

当該地区の発展に貢献できる建築物を整備し、運営できる企画力、技術力および経営能力を有する人(個人・法人、町内・町外問わず)、または該当する事業者を構成員に含むグループ

## (2) 建築可能な建物

用途地域および地区計画に合致する業種(店舗・事務所・診療所・病院など)  
※一般住宅・併用住宅・集合住宅、神社、寺院、教会の建築は不可

## (3) 借地権の種類および貸付期間

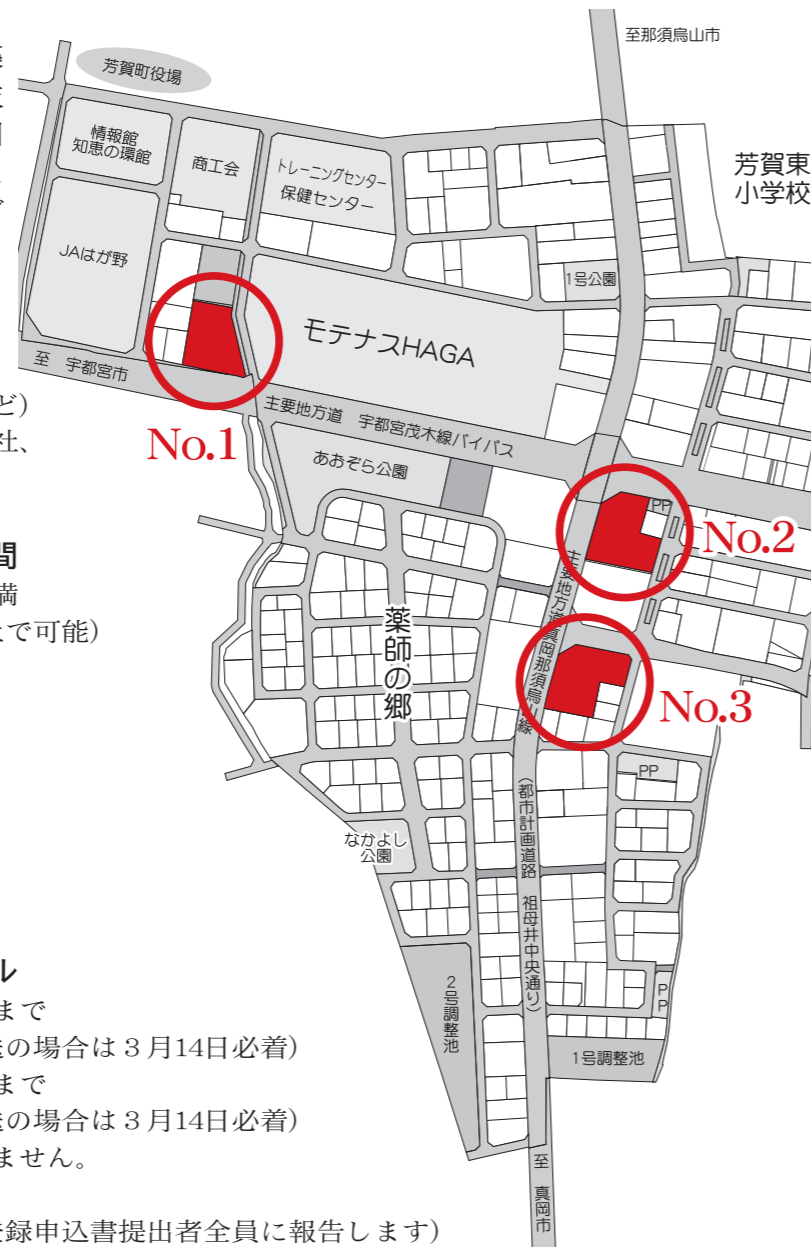
事業用借地権とし、10年以上30年未満  
(期間終了後の再契約締結も協議の上で可能)

## (4) 募集要項などの配布

- 配布場所/都市計画課受付窓口
  - 配布期間/3月1日(木)から3月14日(水)の平日のみ
  - 配布時間/8:30~17:00
- ※町のホームページから閲覧できます。

## (5) 募集および選定スケジュール

- 登録申込受付/3月14日(水)17:00まで  
(簡易書留による郵送の場合は3月14日必着)
- 質疑受付/3月14日(水)17:00まで  
(簡易書留による郵送の場合は3月14日必着)  
※電話・FAX・メールでは受け付けません。
- 質疑回答/3月21日(水)  
(質疑応答集として登録申込書提出者全員に報告します)  
応募資料提出:3月22日(木)~3月30日(金)17:00まで  
(簡易書留による郵送の場合は3月30日必着)
- 選定委員会/4月上旬
- 審査結果通知/4月中旬  
※質疑がない場合は、応募資料提出期間を早めます。



3月1日~7日は春季全国火災予防週間です

# 住宅用火災警報器設置が義務化

芳賀広域消防本部予防課【☎0285(82)8706】  
芳賀分署【☎028(677)0212】

住宅用火災警報器は、火災からあなたや家族の命を守ります

改正された芳賀地区広域行政事務組合火災予防条例の施行に伴い、住宅(一般住宅・共同住宅・併用住宅)などに住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。  
新築住宅は、平成18年6月1日以降に着工するものに設置の義務があり、既存住宅についても平成21年6月1日からの設置が義務付けられています。  
まだ設置されていない人は、必ず設置をお願いします。

## 悪質な訪問販売にご注意!

住宅用火災警報器の設置義務化を契機として、不適正な価格・無理強い販売などを行う業者にご注意ください。  
(火災警報器はクーリングオフの対象です)

## 1.住宅用火災警報器とは

住宅用火災警報器は、天井や壁に取付け、火災の初期に煙を自動的に感知し、警報音や音声により火災を知らせる器具です。電源は、ACアダプター100Vタイプや電池タイプがあり、電池タイプは天井や壁に簡単に取付けることができます。

## 2.なぜ義務化に

住宅火災により毎年1,000人が亡くなっています。死亡の主な原因は火災に気付くのが遅れた『逃げ遅れ』で、その半数以上が高齢者です。皆さんの命を守るため必要性が高まってきました。

## 3.どこで購入できるの

お近くの消防設備取扱店やホームセンター、電気店などで取り扱っています。  
感度や警報音量などの基準に合格したものには、日本消防検定協会の鑑定マーク「NSマーク」が付けられ、推奨されています。

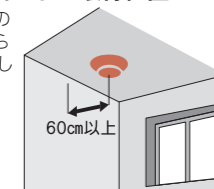


## 4.どこに取り付けるの

- ①寝室
- ②寝室に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井または壁
- ③寝室がある階から、2つ下の階の階段
- ④寝室がある階から2つ以上の上階に部屋がある場合の最上階の階段  
※設置が義務づけられていない台所などにも設置しましょう。

### 〈天井の場合〉

通常の壁面からの取付位置  
火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



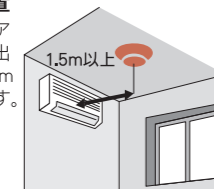
### 〈天井の場合〉

梁などがある場合の取付位置  
火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



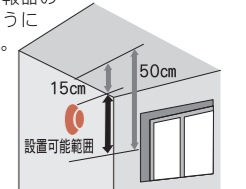
### 〈エアコン付近の場合〉

エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置  
換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



### 〈壁面の場合〉

天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。



▲住宅用火災警報器

